

経営者によりそうパートナー

みどり通信 10月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社エムアイサービス

第285号 2024. 10. 10



今年のレクリエーションも前年通り三川観光きのこ園へ。
まさかの2年連続のあいにくの雨でしたが、一切気にならないくらいBBQを堪能し、食欲の秋を満喫しました。



CONTENTS

● ひと言、発言	業績回復のポイントは、持っている技術の…	P 1
● 今知りたい相続の話	小規模宅地等の特例	P 3
● 税務	R 6年分 年末調整の変更点について	P 6
● 生命保険	死亡保険金と相続税	P 8
● システム	10月からのFX 4クラウド等の変更点他	P 9
● インボイス関連情報	「インボイス」再点検！経過措置を確認	P 10
● 事務所からのお知らせ		P 11
● 営業カレンダー		P 11
● あとがき		P 11

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

業績回復のポイントは、持っている技術の棚卸し…

毎週欠かさず見ている日曜朝のテレビ番組「がっちりマンデー」。9月29日は、富士フィルムホールディングスが取り上げられていました。ゲストとして、その富士フィルムホールディングスの後藤社長が出演され、「富士フィルム！大打撃から大変身で大復活！社長に迫るその(秘)戦略」というテーマで語られていきました。

カラーフィルムの世界需要は、2000年をピークになんと1/100以下に激減したこと。富士フィルムは、デジタルカメラが普及したことで業績が大打撃。

しかし、その持っている技術を整理して活用したことにより、なんと年間売上げ3兆円の大復活を遂げたとのこと。

- ・「チェキ」という商品が、お客様のニーズに合わせたことによりヒット
- ・写真フィルムの技術で化粧品を開発し今や年間100億円の売上
- ・大腸ポリープを見つけることができる画像診断技術と人工知能(AI)の開発がヒット

等、業績回復の要因を語られておりました。業績回復のポイントは、持っている技術の棚卸しをされたことのようです。

あのP・F・ドラッカーには数々の名言があり、企業や人の強みの認識について、次のような経営の本質を見つけました。

「強みとは何か？誰でも、自らの強みについてはよくわかっていると思っている。だが、たいていは間違っている。わかっているのは、せいぜい弱みである。それさえ間違っていることが多い。しかし、何ごとかをなし遂げるのは、強みによってである」

と。自分の強みをしっかりと理解し、それを使って勝負をしないと勝ち目はないというものです。

ドラッカーは「多くの人が自分の強みを把握していない、わかっているのは自分の弱みだけ・・・」とも述べています。強みを知り、強みを生かしてこそ成長発展できるというのですね。

内部環境と外部環境のプラス面・マイナス面を洗い出す現状分析手法であるSWOT（スウォット）分析も有効な方法と思われます。

強みを知り、強みを生かしたいと思います。

ところで、富士フィルムグループは2024年1月20日に90周年を迎える、その節目に当たりグループパーカス「地球上の笑顔の回数を増やしていく。」を制定されたとのこと。

その際、制作されたコンセプトムービー、および日経新聞の広告で語られている宣言は次の通りです。

人は笑う。
楽しいから。
うれしいから。
チャレンジの前に。
緊張から解放されて。
まだ見ぬワクワクに。
何かがはじまる気配に。
新しい時代の予感に。
愛と夢と希望に。
自らの可能性に。
大切な人の笑顔に。
新しい命に。

笑えるのは、
人に与えられた、
最高のギフトだ。

長い歴史の中で、
世界中の人々の笑顔を見つめてきた
私たち富士フィルムグループは、
幅広い領域で人に寄り添い、
さまざまな仲間や企業と共に、
地球上の笑顔の回数を増やしていきます。

すばらしいですね！

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeiriishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) の10月10日掲載のものです。

相 続

今知つておきたい相続の話

その41『小規模宅地等の特例』

<Q>

私は、預貯金の他に、自宅の土地建物とアパートの土地建物を所有しています。この自宅の敷地300m²とアパートの敷地300m²の財産の評価についてお尋ねします。

これらの土地については、条件をクリアすれば「小規模宅地等の特例」が受けられ、評価が減額されると聞きました。

自宅の敷地は330m²まで80%の評価減、アパートの敷地は200m²まで50%の評価減が受けられるとのことです。アパートのように貸付用宅地を併用する場合には、全体で200m²までしか適用されないということですが、具体的な計算方法についてお聞かせください。

<A>

1. 小規模宅地等の特例とは

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（「被相続人等」といいます。）の事業の用または居住の用に供されていた宅地等のうち一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分（「小規模宅地等」といいます。）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、下記図1の「減額される割合等」の表に掲げる区分ごとにそれぞれに掲げる割合を減額するという制度です。

2. 小規模宅地等の特例ができた背景

高度経済成長期以降、地価の高騰により相続税の負担が増大して相続人が自宅や事業用の土地を手放さなければならないケースが多くなりました。

そんな状況を踏まえ、被相続人の自宅や事業用の宅地は、生活や収入の基盤となる財産という観点からこの小規模宅地等の特例を創設し、一定の要件のもと、その土地の評価を最大80%減額するという措置が講じられるようになりました。

した。

3. 減額される割合等

小規模宅地等については、相続税の課税価格に参入すべき価額の計算上、次の表に掲げ区分ごとに一定の割合を減額します。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400m ²	80%
		② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400m ²	80%
		③ 貸付事業用の宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
		④ 貸付事業用の宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
		⑤ 貸付事業用の宅地等に該当する宅地等	200m ²	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330m ²	80%

4. 具体的な限度面積の計算

特例の適用を選択する宅地等が以下のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

特例の適用を選択する宅地等	限度面積
特定事業用宅地等(①または②)および特定居住用宅地等(⑥) (貸付事業用の宅地等がない場合)	(①+②)≤400m ² ⑥≤330m ² 両方を選択する場合は、合計730m ²
貸付事業用の宅地等(③、④または⑤)およびそれ以外の宅地等(①、②または⑥) (貸付事業用の宅地等がある場合)	(①+②)×200/400+⑥×200/330+(③+④+⑤)≤200m ²

居住用と事業用のみ（貸付用がない）の併用の場合は、合計で730m²まで適用することが可能となります。

しかし、今回の相談事例のように貸付事業用宅地等を併用する場合は、全体で200m²までしか適用対象になりませんので注意が必要です。

5. 今回の事例での計算

今回の事例は、

- ① 特定居住用宅地等（自宅の敷地） 300m²
- ② 貸付事業用宅地等（アパートの敷地） 300m²

の場合で、一定の要件をクリアしていた場合の小規模宅地等の適用面積制限は

次のようになります。

<ケースA> 特定居住用宅地を優先する場合

- 特定居住用宅地等(自宅の敷地)は、限度面積330m²の範囲内であるため、
 $300\text{m}^2 \rightarrow 80\% \text{評価減}$
- 貸付事業用宅地等(アパートの敷地)は、
 $300\text{m}^2 (\text{特定居住用宅地等}) \times 200/330 + 300\text{m}^2 (\text{貸付事業用宅地等}) \geq 200\text{m}^2$ となり、限度面積200m²を超えるため、適用できる貸付事業用宅地等の面積は
 $200\text{m}^2 (\text{限度面積}) - 300\text{m}^2 (\text{特定居住用宅地等}) \times 200/330 = 19\text{m}^2$
 $19\text{m}^2 \rightarrow 50\% \text{評価減}$

<ケースB> 貸付事業用宅地等を優先する場合

- 貸付事業用宅地等(アパートの敷地300m²)は、限度額面積が200m²であるため
 $200\text{m}^2 \rightarrow 50\% \text{評価減}$
- 特定居住用宅地等(自宅の敷地)は、評価減ゼロ

6. 評価減の金額で選択

評価減は、特定居住用宅地が80%減、貸付事業用宅地が50%ですが、それぞれの宅地の評価額がいくらかによって、必ずしも特定居住用宅地の80%減を優先する場合が有利とは限りませんので、それぞれ両方の宅地の評価を行い、実際いくらの金額が減額になるかを判断し、減額の多い方を選択することがポイントとなります。

7. 適用要件

小規模宅地等の特例を適用できる場合の要件は、利用状況や面積だけでなく、その特例地を相続する方の要件等が細かく定められていますので適用にあたっては注意が必要です。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



税務

2024年（令和6年分）年末調整の変更点について

2024年（令和6年分）の年末調整に関する変更点は次の4つです。

- ◆ 定額減税（年調減税業務）
- ◆ 扶養控除申告書の提出簡略化
- ◆ 国外居住親族への「送金関係書類」の提出書類範囲追加
- ◆ 「保険料控除申告書」記載事項の簡素化

◆ 定額減税（年調減税業務）

○ 年調減税の対象者の確認

従来の年末調整の対象者に加え、次の要件に該当する人の年調減税を行います。

- ・令和6年12月31日で国内に居住している
- ・申告者の合計所得金額1,805万円（給与のみの場合、給与収入2,000万円）以下

※要件に該当しない場合には、年調減税額を控除せずに年末調整だけを行うことになります。

○ 減税額の計算

月次減税と同様に、従業員から提出を受けた扶養控除等申告書から12月31日時点で居住者である同一生計配偶者の有無及び扶養親族の人数を確認し、年調減税額を計算します。

◆ 扶養控除申告書の提出簡略化

令和7年1月1日以後支払いを受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」について、前年の申告内容と記載すべき事項に変更がない場合には、その申告書に「変更がない旨」の記載のみで提出できるようになりました。

※申告書提出者の氏名、個人番号、住所または居所については、簡略化不可

◆ 国外居住親族への「送金関係書類」の提出書類範囲追加

国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける際は、「送金関係書類」の提出が必要です。令和6年から、送金関係書類に電子決済手段（法定通貨の価値と連動等するステーブルコイン）の移転による支払いを証明する一定の書類が追加されました。

◆ 「保険料控除申告書」記載事項の簡素化

令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について、以下の記載事項の簡素化（記載不要）がされています。

- 申告者が生計を一にする配偶者とその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合のこれらの者の申告者との続柄
- 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄

年末調整について何か不明点がございましたらご遠慮なくお尋ねください。

担当：山 口 真 広

生命保険

今回のテーマ

「死亡保険金と相続税」

前回は死亡保険と借入金対策について書かせて頂きましたが、死亡保険金は相続税の納税資金対策においても有効です。下記の例をご覧ください。

<被相続人>

(株)○○の社長・・・奥様は他界している

<相続人>

長男・・・会社の後継者、社長と同居している

長女・・・会社には関わっていない、結婚して家を出ている

<相続財産>

現預金	1,000万円	自宅の土地・建物	5,000万円
自社株	2,000万円		

仮に遺産分割において、

長男は会社の後継者であり、社長と同居しているため、自社株と自宅の土地・建物を。

長女には、不公平にならないように残りの現預金を相続するとなります。

この場合、相続財産 8,000万円にかかる相続税を長男・長女がそれぞれ負担することとなります。長女は現預金を相続しているので、それを資金に納税ができるでしょう。

しかし、自社株と土地・建物を相続した長男は、納税資金を自身で用意しなければなりません。十分な貯蓄があれば良いですが、そうでなければ納税資金がないなんてことになります。

そこで、このような事態に備えて生命保険に加入しておくことで、死亡保険金を相続税の納税資金に活用することができます。

生命保険金はみなし相続財産とされ（保険料負担が被相続人、保険金受取人が相続人の場合）、相続税の課税対象となります。下記の金額までは非課税となります。

「500万円×法定相続人の数」

上記の例であれば、500万円×2人=1,000万円です。

このように事前にきちんと対策をすることで、残されたご家族が安心できると思います。

上記のこととはあくまで一例です。

お客様のご家庭事情やご家族構成など様々なことを考慮して対策をすることが必要です。

ご相談は、ぜひ弊社もしくは弊社担当者までお気軽にして頂ければと思います。

担当：伊藤 寛峻

システム

10月からTKC戦略経営者システム(FX4、PX4、SX4)のシステムインストール方法と利用開始手順が変わります。

パソコンの入替やFX4クラウドの利用者が増えた際、これまでではスターターキットDVDからシステムをインストールする方法でしたが、**10月からはダウンロードサイトからのインストールに変更になります。**

手順

1. 管理者がダウンロードサイトURLを利用者にメールで通知
2. 利用者は管理者からメールで届いたダウンロードサイトURLにアクセスし、戦略経営者システムをインストール
3. 利用者が初回起動時にシステムから管理者へ利用申請
4. 管理者が利用申請の承認

これからは上記の手順でシステムのインストール、利用開始をお願いいたします。また、セキュリティの強化として**管理者が承認したパソコンのみ戦略経営者システムを利用可能**とする仕組みになります。万が一、承認済パソコンを紛失した際は、管理者が利用可能パソコン一覧から紛失したパソコンを削除することで社外からの不正アクセスを防止できます。

給与システム(PX2やあんしん給与など)からクラウドシリーズの給与機能に移行できるようになりました。

令和2年9月にFX2クラウド、FXまいスタークラウドが提供され、**株TKC**によると4年間でFXクラウドシリーズの利用企業が10万社となり、全体の3割の企業でクラウド版を利用いただくなど、これまでのスタンダードアロン版からクラウド版に移行する企業もあり、クラウド版が主流になりつつあります。

これまで、給与システムのスタンダードアロン版からクラウド版への移行はできませんでしたが、8月20日から移行できるようになりました。

クラウド版では**給与明細のWEB発行(紙発行も可)**などが標準搭載され、給与明細の発行業務の短縮化などが期待されます。

気になる方は各担当者までお尋ね下さい。

担当：橋



インボイス関連情報

担当：大橋 裕也



「インボイス」再点検！経過措置を確認

昨年10月1日よりスタートしたインボイス制度ですが、制度開始から1年間が経過しました。インボイス発行事業者間の取引については、実務上の混乱は少なくなってきたが、免税事業者等との取引には注意が必要です。免税事業者等からの仕入れに係る原則や経過装置を受けるための要件等を再確認しましょう。また「少額特例」などについてもあらためて確認しておきましょう。

**Q、免税事業者から仕入れを行う際の経過措置について再度教えてください。
「少額特例」はいつまで適用されるのですか。**

○原則：買手は仕入税額控除ができない

インボイス制度では、買手が仕入税額控除の適用を受けるには、原則として売手が発行したインボイスが必要です。

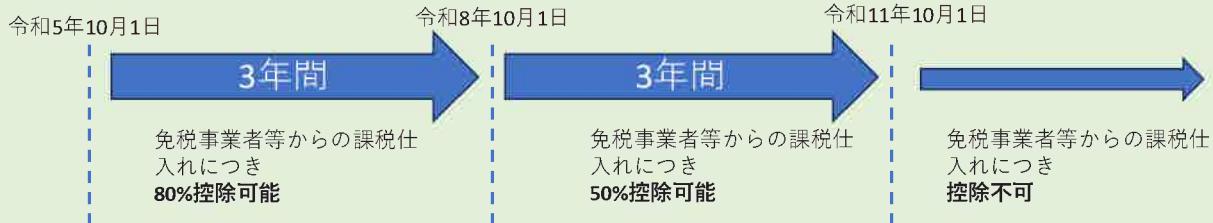
したがって、免税事業者や適格請求書発行事業者登録を受けていない課税事業者等の、インボイスを発行できない取引先からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

○経過措置：令和11年9月30日までは一定割合の仕入税額控除が可能

免税事業者等からの課税仕入れであっても、経過措置として令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和11年9月30日までは同50%について、仕入税額控除を受けることができます。ただし、経過措置の適用を受けるためには次のことが必要です。

- ①請求書・領収書等に消費税込みの請求金額・領収金額(「区分記載請求書等保存方式」の記載事項)が記載されていること。
- ②帳簿に「80%控除対象」など経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置を適用できる期間



○「少額特例」の適用期間は令和11年9月30日まで

基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、少額(税込み1万円未満)の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。これは取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは関係なく、免税事業者であっても同様です。

※少額特例は少額(税込み1万円未満)の課税仕入れについてインボイスの保存を不要とするものであり、インボイス発行事業者の交付義務が免除されているわけではないため、インボイス発行事業者は課税事業者からインボイスの発行を求められた場合は交付する必要があります。

◆◇ 事務所からのお知らせ ◇◆

● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

〔 ※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。〕

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

◆◇ あとがき ◇◆



10月になりました

令和6年も4分の3が過ぎ、今年も残すところあと3ヶ月です

日々のやらなくてはいけないこと、新しいことや覚えることに追われている毎日です。

ですが、そこは少し落ち着いて立ち止まり、周囲のできごとにも注意しながら考え、次につなげることは大切な事だと思います。

できていない事を嘆くのではなく、できていることに目を向け気付ける人でいたいと思いました。

鶴巻博子

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp